

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2022
No.736

7

令和4年6月24日発行

つながる

心

つたわる笑顔

2022

まい・あみ・

まつり

8月6日 土
7日 日

午後3時～午後9時

会場:さわやかセンター(総合保健福祉会館) 隣

※まい・あみ・まつり実行委員会では、新型コロナウイルス感染症対策のため各種安全対策を講じ、催しの内容などを見直したうえで「まい・あみ・まつり 2022」の開催に向け準備を進めています。町民の皆さまには、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

主な内容

令和3年度下半期財政事情 … 4

令和3年度の活動

阿見町国際交流協会 … 5

第9回 みんなで選ぶ

緑のカーテンコンテスト
参加者募集！ … 9

腹部超音波検診・大腸がん
検診(集団健診)申し込みが始まります … 23

まい・あみ・まつり 2022
実行委員会からのお知らせ … 25

今月の表紙

町民総参加による「町民のふれあいの輪を広める交流の場づくり・潤いと活力のあるまちづくり」を目標にかかげて、平成2年に始まった『まい・あみ・まつり』は、毎年たくさんの皆さまのご協力をいただいて、今年で33回目を迎えます。

人口と世帯

総人口 49,400人 (+104)
男性 24,673人 (+69)
女性 24,727人 (+35)
世帯数 21,178世帯 (+121)

6月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます。

(通話料は無料です)

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-m.jp まで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、町公式 Twitter においても町の情報を発信しています。

▼ Twitter



▼ YouTube

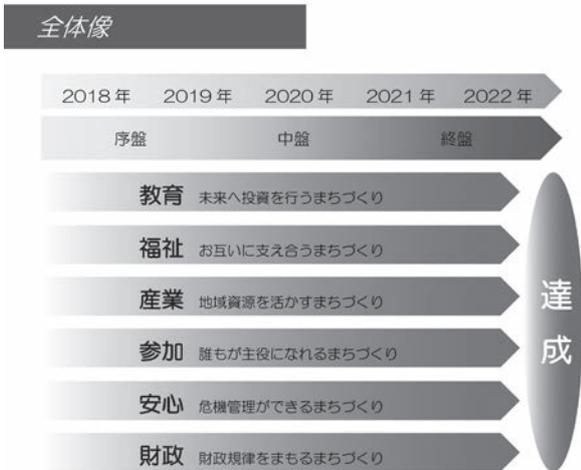


「阿見町政策実現プラン」

24すべての政策において目標を達成しました。

政策企画課 ☎888-1111 (755)

阿見町政策実現プランは、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を達成するため、6つの約束（ビジョン）の中に、それぞれ4つの具体的な政策（ミッション）を掲げ、全部で24の政策から成り立っています。これらの政策を確実に実行し、また町民の皆さまに内容と進捗状況を分かりやすくお伝えするため、「阿見町政策実現プラン」を公表しています。第1期の公約は令和3年度で24すべての政策において目標を達成しました。現在、第2期の公約を実現するための新たなプランを策定しています。今後の紙面において公表していきます。



達成した政策公約の一部を紹介

政策公約名称	成果
ランドセルの無料配布 教育	令和2年4月より小学校等に入学の新1年生に、入学祝品としてランドセルを贈呈。 ▼支給者: 令和3年4月入学 433人、令和4年4月入学 457人
18歳までの医療費無料化 福祉	平成30年10月より医療費無料化の対象年齢をこれまでの15歳から18歳までに拡大し、医療費を助成。 ▼支給者: 平成30年9月 5,769人 → 平成31年3月 6,925人
観光資源の発掘と特産品の開発 産業	観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業施策を実施。
地域予算の創設による町民参加型予算の導入 参加	地域の課題・要望等を住民自らが討議し、町へ要望された事業を予算化。 ▼要望数: 令和2年度 2地域、令和3年度 8地域で実施済み
救急体制の再構築 安心	平成30年11月、町西部地域において、救急車の現場到着時間の短縮を図るため、本郷ふれあいセンターに救急車の駐留を開始。
ふるさと納税への積極的な対応 財政	令和元年10月、ポータルサイトへの掲載・運用を開始し、拡充。 ▼寄附件数・金額: 平成29年度 15件 530,000円 → 令和3年度 5,528件 71,290,792円

政策の詳細については下記 URL か、二次元コードよりホームページでご覧いただけます。

▼町ホームページ（政策実現プラン詳細）

<https://www.town.ami.lg.jp/0000005947.html>



町の財政状況を公表します

令和3年度

財政事情

(令和4年3月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、令和3年度(令和4年3月31日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、各会計の収支状況は、令和4年3月31日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(令和4年4月1日から同年5月31日までの2か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しない場合があります。

財政課 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,613,627	7,821,656	102.7	議会費	153,045	149,527	97.7
地方譲与税	182,670	194,412	106.4	総務費	1,859,165	1,511,627	81.3
地方消費税交付金	1,014,681	1,106,428	109.0	民生費	8,078,477	5,734,492	71.0
地方特例交付金	89,348	128,361	143.7	衛生費	1,909,539	1,431,202	75.0
地方交付税	1,185,744	1,197,125	101.0	農林水産業費	336,776	271,481	80.6
分担金及び負担金	145,394	142,833	98.2	商工費	269,124	145,677	54.1
使用料及び手数料	229,552	198,802	86.6	土木費	2,624,296	1,640,250	62.5
国庫支出金	5,141,358	4,278,433	83.2	消防費	697,218	658,278	94.4
県支出金	1,413,265	524,101	37.1	教育費	2,305,595	1,562,737	67.8
繰入金	105,750	104,564	98.9	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	702,860	702,861	100.0	公債費	1,747,748	1,745,609	99.9
諸収入	453,839	345,396	76.1	諸支出金	608,846	608,846	100.0
町債	1,838,700	936,300	50.9	予備費	12,110	0	0.0
その他	485,152	581,872	119.9				
合計	20,601,940	18,263,144	88.6	合計	20,601,940	15,459,726	75.0

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,918,934	4,823,218	98.1	4,095,946	83.3
介護保険	3,493,484	2,846,160	81.5	3,113,911	89.1
後期高齢者医療	1,041,970	603,856	58.0	1,024,511	98.3
合計	9,454,388	8,273,234		8,234,368	

※予算現額:当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です

※会計ごとの性質・事業内容により、執行状況が異なります

■公営企業会計

(単位:千円・%)

区分		予算現額	執行済額	執行割合	
水道事業会計	収益的	収入	1,254,749	1,300,168	103.6
		支出	1,199,505	1,076,679	89.8
	資本的	収入	171,915	190,804	111.0
		支出	673,232	493,999	73.4
下水道事業会計	収益的	収入	1,838,078	1,659,868	90.3
		支出	1,654,528	1,555,427	94.0
	資本的	収入	1,043,098	680,951	65.3
		支出	1,457,017	1,107,246	76.0

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	14,995,076
公営企業会計	7,122,661
水道事業	1,583,347
下水道事業	5,539,314
合計	22,117,737

●一時借入金

なし

※出納整理期間(令和4年4月・5月)における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	2,396,138
減債基金	373,100
その他の基金	2,355,707
国民健康保険支払準備基金	280,000
介護給付費準備基金	496,368
土地開発基金(現金)	3,600
合計	5,904,913

令和3年度の活動

阿見町国際交流協会

町国際交流協会は設立後24年目を迎え、さまざまな交流事業を企画していましたが、新型コロナウイルスの影響により活動を縮小・中止せざるを得ませんでした。特に、後期はオミクロン株感染拡大により大きな影響がありました。

都市間交流では、スーパーリア市への訪問や柳州市からの来町が中止となっていました。このような状況下においても、参加人員の制限やリモート、YouTubeを利用した動画配信などの工夫をして、日本語教室や世界文化紹介等を実施しました。

① 姉妹都市・友好都市間の交流活動

柳州市において開催されました「友好交流都市少年児童絵画展」に朝日中学校から5点、あさひ小学校から1点の作品の応募があり「優秀組織賞」を受賞しました。

また町では、中国柳州市と友好都市の協定を結びました。



●友好都市協定書を手にする千葉町長

② 地域交流関係

世界の文化紹介では難波氏を講師に招いて「バックパッカー一人旅」と題した講演を実施しYouTubeに公開しました。

国際交流協会は今後ともさまざまな国際交流活動を進めていきますので、皆様のご支援と積極的な参加を引き続きよろしくお願ひします。

活動写真

●ウォーキング交流会



●柳州市主催の友好交流都市少年児童絵画展への出展と賞状(右)



●会員募集●

会費

▼個人・学生会員：一口1,000円(中学生以下500円)

▼賛助会員：一口10,000円

申込方法

申込書(協会窓口・協会ホームページから入手可)を記入し、会費を添えて申し込む

問合せ先

☎ 888-1111(292)

🌐 <https://ami-kokusai.com/>

✉ aiea-ami@atlas.plala.or.jp

●姉妹・友好都市写真展



●日本語教室



●町民講師による講演会『バックパッカー一人旅』



全ての人が自分らしく 生きるために

—だれもが輝く社会づくり—

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

ドメスティック・バイオレンス (DV) は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町ではこれらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ DV (ドメスティック・バイオレンス) とは？

一般に親密といわれる関係にある人 (配偶者、事実婚のパートナー、恋人など) から受ける暴力のことを言います。また 10 代から 20 代の若い人を中心に、「デート DV」という恋人同士の間で暴力によって相手を思いどおりにする行為が問題視されています。

さまざまな暴力の形態

- ▼身体的な暴力 殴る、足で蹴る、首を絞める、突き飛ばす、引きずり回すなど
- ▼精神的な暴力 どなる、脅す、ばかにする、無視する、物に当たるなど
- ▼性的な暴力 嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ▼経済的な暴力 生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、仕事を辞めさせるなど
- ▼社会的な暴力 友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させないなど

町の令和 3 年度虐待・DV 等の相談状況について

「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について公表します。

●面接や電話による相談件数 109 世帯 157 人

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	22 世帯	26 人
児童虐待	12 世帯	13 人
障害者虐待	5 世帯	5 人
高齢者虐待 (65 歳以上)	33 世帯	35 人
その他 (住民票閲覧制限等)	37 世帯	78 人

*町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談をお受けしています

『一人で悩まず、まずはご相談ください』

問い合わせ : 町役場 町民活動課 男女共同参画室 ☎888-1111 (271)
受付時間 : 平日午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分

6 月 23 日 ~ 29 日は男女共同参画週間です

国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日 ~ 29 日までの一週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

令和 4 年度のキャッチフレーズ

『「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ』

夏の交通事故防止

失った命は、もう戻りません……。守りましょう、交通ルール

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253・713)

7月20日～31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上・交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

歩行者（特に子ども・高齢者）の保護

■運転者は

- ▼横断歩道前の一時停止や横断歩道等に接近する場合は減速を心がけましょう
- ▼ライトの早め点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えによる早めの歩行者の発見に努めましょう
- ▼黄色信号は注意して進んでよい信号ではなく、安全に停止できない場合を除いて、必ず停止線の前で止まらなければいけないという信号ですので注意をしましょう



■歩行者は

- ▼道路を横断する場合、横断歩道を利用し、斜め横断は絶対ないようにしましょう
- ▼夕方から夜間は、明るく目立つ色の服を着て、反射材等を利用し、運転者に気づいてもらう工夫をしましょう

妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険運転の根絶

令和2年6月30日に道路交通法の改正により、妨害運転に対する罰則等が創設されました。車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、思いやりをもって、ゆずり合いの運転をすることが大切です。一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを守って、安全で快適に通行できる交通社会を目指しましょう。

また、町では「**飲酒運転の根絶**」を目指し、飲酒運転三ない運動を強く推進しています。

『**飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない**』を徹底しましょう。

自転車の安全利用の推進

自転車運転中のスマートフォン等での通話や操作は、交通事故を起こす原因となりますので絶対に止めましょう。また、ブレーキ不良、ライト不点灯など自転車の整備・点検が不十分な場合も危険行為につながります。日ごろから自転車の点検整備や反射材用品の活用等、自転車の安全対策に努めましょう。自転車利用者が加害者となる重大事故で、高額な賠償金を請求されるケースが増えています。被害者や加害者への救済措置となる自転車保険に加入しましょう。



高齢運転者の免許証更新時の運転技能検査が義務化されました！！

令和4年5月13日に施行された改正道路交通法により、高齢運転者の運転免許証更新の際の手続きが変更になりました。

75歳以上で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある人は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務化されます。また、運転に不安を感じるものの運転を継続したいという人については、より安全な車のみ運転を継続できる「サポートカー限定免許」の申請が可能になります。詳細は運転免許センター等にお問い合わせください。

身近な自然とのふれあい

夏の自然体験のご案内

町では、自然と共存する町づくりを推進するため、霞ヶ浦や町内の豊かな自然を体験する事業を行っています。身近な環境学習の一つとして参加してみたいかでしょうか？（参加費はいずれも無料です）

下記の申込みについては、平日午前8時30分から午後5時15分までの役場執務時間内（土日・祝日を除く）に、役場2階生活環境課にて受付となります。※お電話での申し込みも可

生活環境課 ☎888-1111 (251)

※いずれの自然体験も、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になる場合があります

『小池城址公園』～昆虫採集をしてみよう～



▲小池城址公園での観察の様子

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時：7月24日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：昆虫採集と観察
- ▼対 象：どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：虫取り網・虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
- ▼申込期間：7月1日(金)～7月15日(金)

『うら谷津』～樹木・植物・川魚などを観察して町の豊かな自然を体験～

上長地内にある自然豊かな里山・谷津田にて、自然観察会を行います。

- ▼日 時：7月31日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：植物等の観察・谷津田についての説明
- ▼対 象：どなたでも参加可能
(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数：20人(定員で締切)
- ▼持 参 品：虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
※魚を持ち帰りたい場合は飼育容器を持参ください
- ▼申込期間：7月1日(金)～7月15日(金)



▲『うら谷津』での活動

飼い犬・飼い猫の適正な飼育をお願いします

- 犬の放し飼いはやめてください
 - ▼散歩のときも必ずリード(引き綱)をつけましょう
 - ▼特定犬はオリの中で飼いましょう
- 犬の登録と狂犬病注射は飼い主の義務です
 - ▼鑑札・注射済票は、所有者の明示のために首輪などに装着しましょう
- 犬・猫は捨てないでください
 - ▼子犬・子猫は必ずしも飼い主が見つかるとは限りません
 - ▼飼い主の責任で不妊・去勢手術を受けさせましょう
- 飼い主不明の猫にエサだけ与える行為はやめてください
 - ▼飼うのであれば責任をもって正しく飼育しましょう
- いざという災害に備えましょう
 - ▼令和4年3月に「ペット同行避難ガイドライン」を作成しました。
詳しくはガイドラインをご参考ください



▲ペット同行避難ガイドライン

第9回 みんなで選ぶ 緑のカーテンコンテスト 参加者募集！

生活環境課 ☎888-1111 (251)

ご家庭で育てた「緑のカーテン」を写真撮影して、コンテストに応募しませんか？ 応募していただいた写真は公民館のロビーに展示し、写真をご覧いただいた皆さんにコンテストの投票をしていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で審査方法等変更または中止になる場合があります

▼対象：町内の各家庭・企業が今夏育てた「緑のカーテン」であること

▼募集期間：8月1日(月)～8月31日(水)

▼申込用紙：役場2階生活環境課・各公民館・各ふれあいセンター・吉原交流センターの窓口で入手するか、町のホームページよりダウンロードしてください

▼申込方法：応募用紙に

▽氏名(会社名)▽住所▽電話番号▽タイトル▽植物名を記入し、L判カラー写真2枚(遠景[全体がわかる写真]・近景の写真)を各1枚を貼付のうえ下記に直接または郵送で申し込む

▽参加賞をご用意しています(数に限りがありますのでご了承ください)

※応募写真等は返却しませんのでご了承ください

▼申込先：〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場生活環境課

▼展示等：▽応募された写真は下記の通り展示します。ぜひ投票にもご参加ください

9月3日(土)～15日(木)：かすみ公民館

9月17日(土)～29日(木)：君原公民館

10月1日(土)～14日(金)：本郷ふれあいセンター

▽応募作品の中から5点(ベストグリーン賞・きれいで賞・さわやかで賞・涼しいで賞・がんばったで賞)を選び、表彰を行います

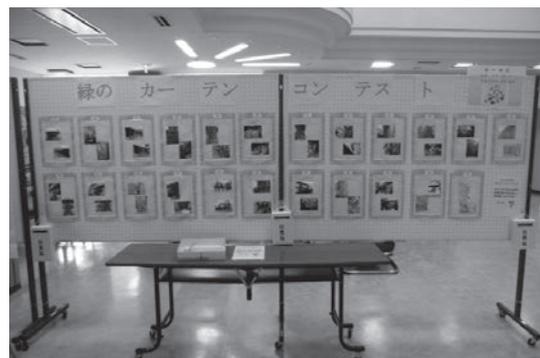
▼その他：▽主催：町生活環境課▽共催：アミエコクラブ

▽協賛：アイリスオーヤマ株式会社・株式会社トキセキ関東甲信越・マルカン酢株式会社・三菱商事ライフサイエンス株式会社

▽応募いただいた写真は広報あみ等で使用する場合がございます



投票場所の様子



ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』



社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。詳細は上記へご相談ください。

■手帳制度

身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます
療育手帳	知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます
精神保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する366の難病等の人も対象となります。

介護給付・訓練等給付	身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する366疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する366の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します ▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象） ▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（令和4年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）

特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給月額 27,300円
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額 14,850円
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。▼1級：月額 52,400円 ▼2級：月額 34,900円
在宅心身障害児福祉手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額 5,000円
難病患者福祉手当	県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額 3,000円

■ **公共料金の減免** 障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

NHK 放送受信料 社会福祉課で証明を受ける必要があります

■ **各種割引** 障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

タクシー料金	県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります（身体障害者手帳・療育手帳）
JR 運賃・バス運賃・航空運賃	割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください
有料道路料金	身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■ **町地域生活支援事業** 利用にあたっては、障害者手帳を取得している等、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります

相談支援事業	障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います
意思疎通支援事業	聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います
日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します
地域活動支援センター事業	通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）
日中一時支援事業	介護者の都合等で障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います
自動車運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します
自動車改造費補助事業	上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害者手帳1・2級または療育手帳⑤・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者で、かつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します
知的障害者探索支援サービス事業	療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します
身体障害者健康診査事業	在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）

■ **精神障害者デイケア事業** 回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。

毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

■ **つぼみ教室** 小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者への相談・助言などを行います。

対象者は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者です。毎週月・木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

■ **町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業** 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

みんなで防ごう 高齢者への虐待

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142・743)

高 高齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。令和2年度の報告では、県内で虐待報告(疑い含む)が669件でした。この件数は毎年増加傾向にあります。

高齢者を守り、介護者を支えるためには、高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで虐待の起こらない地域づくり、支え合いが大切です。

高齢者虐待とは？

虐待を防止し、高齢者の尊厳ある暮らしを保ち、高齢者の家族や介護者の負担を軽減し支えることを目的として「高齢者虐待防止法」が制定されました。高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者を介護している家族等や介護施設従事者が高齢者に対して行う、次のような行為が「虐待」として定義されています。

1 身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること、外部との接触を意図的・継続的に遮断すること。

▼ 具体的な例：▽ つねる、殴る、蹴る▽ ベッドや車いすに縛り付ける▽ 自分の意思で動けないようにするーなど

2 介護・世話の放棄(ネグレクト)

意図的・結果的に問わず、介護や世話の世話を怠る等で、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼ 具体的な例：▽ 入浴・洗髪等

がされていない▽ 水分・食事を与えず脱水・栄養失調になるおそれがある▽ 劣悪な住環境に放置するーなど

3 心理的虐待

高圧的な態度や言葉、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

▼ 具体的な例：▽ 排せつの失敗を嘲笑する▽ どなる、脅す、ののしる、悪口を言う▽ 侮辱的に扱うーなど

4 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼ 具体的な例：▽ 懲罰的に下半身を裸にして放置する

▽ キス、性器への接触、性的関係を強要するーなど

5 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼ 具体的な例：▽ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽ 本人の資産等を無断で使う、処分する▽ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使うーなど

虐待に気づいたら

高齢者への虐待に気づいたら、気になることがあれば、町や町地域包括支援センターに通報・相談をしましょう。確かな証拠がなくてもかまいません。高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければなりません』と定められています。施設の職員等が虐待に気づいた時は通報する義務があります。

虐待を受けた高齢者本人も届出ができます。おひとりで悩まずにご相談ください。通報者・相談者の秘密は守られます。

虐待防止と高齢者・介護者への支援のために

高齢者への虐待は、虐待

を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている本人が遠慮したり、家庭内の問題を知られたくないなどの理由からわかりづらいことがあります。

町ホームページ(<https://www.town.aai.lg.jp/000004173.html>)には、高齢者虐待発見のサイン、介護者のためのセルフチェックリストを掲載しています。

地域で日ごろから声掛けや気配りをする事で虐待を防止し、早期発見につながられます。

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、関係機関と連携し高齢者本人や家族に必要な支援を行います。また、高齢者の権利擁護(成年後見制度)に関する相談支援も行っています。

● 高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142・743)

● 町地域包括支援センター (町社会福祉協議会内) ☎887-8124

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料の納付について

7 月に保険料決定(納入)通知書が発送されます

高齡福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)



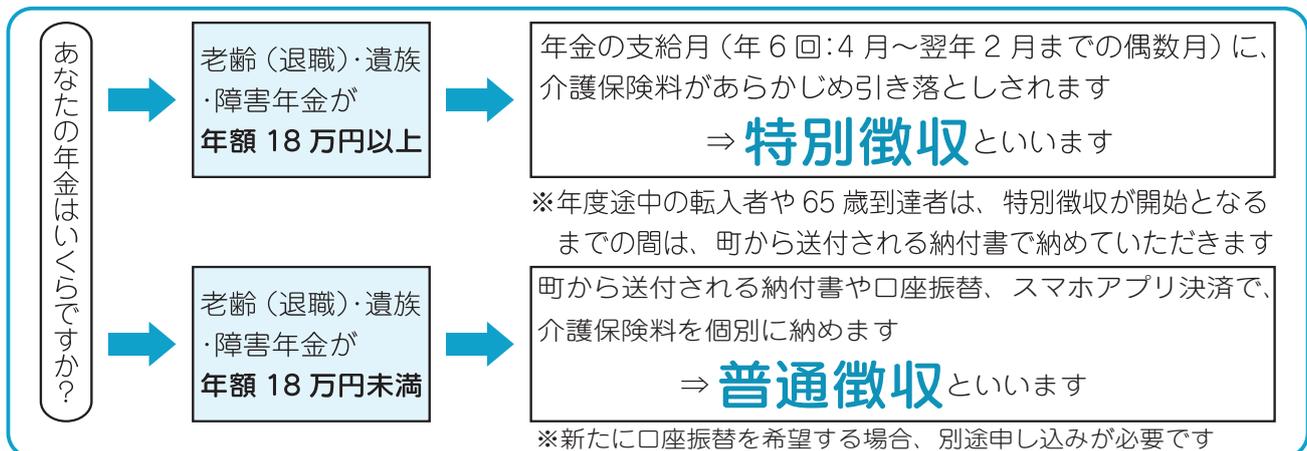
65 歳以上の人の令和 4 年度介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

区分	対象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	19,200 円
	老齡福祉年金受給者(町民税非課税世帯)	
	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	32,100 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	44,900 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	57,700 円
第 5 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	64,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	77,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	83,400 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	96,300 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上	109,100 円

保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は 2 種類(特別徴収・普通徴収)あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります(年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)。



低所得者等の 自己負担額軽減



高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)

介護保険 3 施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。

（グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません）

軽減を受けるには申請が必要です。有効期限は 8 月から翌年 7 月まで、もしくは申請した月から次の 7 月までとなります。現在、軽減を受けている人が継続して軽減を受けるときは毎年申請が必要となります。

（現在、軽減を受けている介護認定者の人には 6 月下旬に更新のご案内をお送りします）

負担軽減の対象となる人は？

下記の表 1 の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

▼表 1

利用者負担段階	所得等の要件
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税・非課税年金収入額が 80 万円以下の人
第 3 段階①	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税・非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人
第 3 段階②	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税・非課税年金 120 万円超の人
第 4 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼本人が住民税を課税されている人 ▼住民税が課税されている人が同一世帯内にいる人

◎利用者負担段階が第1～3段階に当てはまる人でも、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減の対象となりません

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者であるとき
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、利用者本人および配偶者の預貯金等の金額が一定額を超えると時（表2参照）

▼表2

第1段階	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合
第2段階	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合
第3段階①	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合
第3段階②	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

※利用者負担第4段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第4段階の人は、居住費（滞在費）や食費の負担が軽減されません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第3段階と同様に『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

負担限度額について

申請して認められた場合「介護保険限度額認定証」が交付されます。居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。負担限度額は表3のとおりです。

▼表3

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所者	ショートステイ利用者
第1段階	820円	490円	490円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円	370円	1,360円	1,300円
第4段階	負担額は、施設と利用者の契約により決められています。					

申請に必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書
- ③通帳等のコピー（対象者本人および配偶者の資産額が分かるものの写し）
配偶者分を含む、お持ちの口座全てのコピーが必要です（申請される人がコピーをご用意ください）
 - ▼通帳の表紙（口座名義人と口座番号が確認できるページ）
 - ▼定期預金のページ（定期預金がなくとも必要です）
 - ▼直近2ヶ月以内の最終残高が確認できるページ
 その他の資産をお持ちの場合は、高齢福祉課にご相談ください。
- ④申請する人の運転免許証などの本人確認書類
- ⑤対象者本人の介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証（更新の人のみ）
申請日を含む月の初日から軽減が開始されます。提出書類がすべて揃った日に申請を受理するため、提出書類に不備があると軽減開始時期が遅れてしまう場合がありますので、ご注意ください。

8月1日から—

新しくなります 国民健康保険証



国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっています。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。

保険証は個人ごとのカード型になっています。

取り扱い上の注意

個人ごとのカード型のため、紛失や汚損にご注意ください。また、保険証の再交付を希望する場合には、身分証明書（運転免許証など）を持参のうえ、世帯主または同一世帯のご家族が国保年金課窓口へ届け出てください。

※古い保険証は、有効期限が過ぎたら切り刻むなどして処分するか、国保年金課窓口までご返却ください

保険証兼高齢受給者証について

70歳から74歳の人には保険証に医療機関を受診するときの負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が発行されます。負担割合は前年（令和3年1月～12月）の所得に応じて、2割もしくは3割となります。

保険証兼高齢受給者証の特徴は次の3点です。

- ① 保険証の左上に「国民健康保険証兼高齢受給者証」と記載されます
- ② 右側中央部分に負担割合が記載されます
- ③ 左側中央部分に「高齢受給者証発行期日」が記載されます

新たに高齢受給者証対象者になる人へ

令和4年8月2日から令和5年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末（1日生まれの人は誕生月の前月末）になります。有効期限が切れる前に国民健康保険証兼高齢受給者証をお送りします。

令和5年7月末までに75歳になる人へ

令和5年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日となっています。75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。

外国人の保険証の有効期限について

保険証の有効期限より前に在留期限が満了する人は、保険証の有効期限が在留期限までになります。

在留期限の更新の情報が確認でき次第、更新の保険証を郵送しますが、お急ぎの場合は窓口で交付しますので国保年金課窓口へ在留カードをご持参ください（在留資格の種類によっては、在留期限の更新後に国保年金課の窓口で保険証発行の手続きが必要となります）。

令和4年度

国民健康保険税

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

●令和4年度の納税通知は7月中旬に発送します

（国保年金課国保係 ☎888-1111 (131～133)）

令和4年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

- ▼40歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼40歳～65歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます
- ▼65歳～75歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼国民健康保険税の年間税額の計算方法

区分	算定方法	基礎分 (医療分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額(令和3年1月～12月の各々の所得から基礎控除を差し引いたもの)に応じて計算	(所得額の) 6.2%	2.2%	1.3%
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000円	10,000円	12,000円
賦課限度額	合計金額(限度額 1,020,000円)	650,000円	200,000円	170,000円

■『均等割』の軽減制度
国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』の軽減制度(前年中の所得に応じて7・5・2割いずれかの適用。申請不要)があります。この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります(収入のない人や被扶養者を含む)。

■特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る国保税の軽減制度
倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人(雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』)は、国保税が軽減される場合があります。

●この軽減を受けるためには申請が必要です。

●申請に必要なもの：▼雇用保険受給資格者証

■国保税の納め方
特別徴収
65歳から74歳までの世帯主で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天

引きにより国保税を納めることとなります。

- 1 世帯主が国保の被保険者であること
- 2 世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上であること
- 3 特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●普通徴収
右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくこととなります。

8月から新しくなります

『後期高齢者医療被保険者証』『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定(令和4年9月30日まで)

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証は7月下旬に郵送されますが、今年10月より医療機関での自己負担割合が変更となる人がいるため、有効期限は9月30日まで

後期高齢者医療制度の被保険者証は8月と10月の2回更新されます。また、『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』については、8月に更新されます。

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和4年 9月30日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

自己負担割合の判定は前年の所得をもとに行われます。※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください

交付されます。10月1日から翌年7月31日まで有効な被保険者証は9月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合は9月30日までは『1割』または『3割』ですが、10月1日より『1割』『2割』『3割』の3段階となります。

認定証の申請・更新

現役並み所得者(3割負担)

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様になり、1割負担となります

▼現役並み所得者(3割負担)

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円(1人の場合383万円)未満の場合は、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

認定証の使い方

認定証を医療機関に受診する際に提示することで、保険診療分の医療費が1か月の自己負担限度額(19ページの月額自己負担限度額の表を参照)までとなります。なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は翌年7月31日までとなります。※住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、申請により、医療機関に支払った医療費の一部が後ほど後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき
限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関受診の際に提示してください。

■自己負担額の計算方法
▼月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算
▼病院・薬局・歯科の区別なく合算
▼入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■申請および支給
該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域

連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

郵送された申請書・本人確認書類・金融機関の口座番号がわかるものおよび支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またははうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要）。
ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要。

高額療養費の月額自己負担限度額

▼現役並み所得者（3割負担）：18ページの現役並み所得者で申請により1割に該当しない人
▼一般（1割負担）：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人
▼低所得者Ⅱ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
▼低所得者Ⅰ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

▼月額自己負担限度額

	適用区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	< 140,100 円 >
	Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	< 93,000 円 >
	Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	< 44,400 円 >
	一般	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※<>内の金額は、過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が3回以上あった場合の4回目以降の限度額

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額（茨城県内均一）

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

$$= 46,000 \text{円} + \left(\text{所得から計算} \right) \times 8.5\%$$

(総所得金額等※1 - 基礎控除額)

賦課限度額（年額） = 66万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 66万円です)

※1 総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』『給与収入－給与所得控除』『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除・配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません

保険料の軽減措置

均等割額軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総

後期高齢者医療制度の保険料は、県後期高齢者医療広域連合によって2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

▼均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下の世帯	7割
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) + 「28.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) + 「52万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は110万円）を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます

被扶養であった人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保

所得金額等の合計額』が左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。
※軽減判定の注意：世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

険（全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合）の被扶養であった人は加入後2年に限り、均等割額が5割軽減されます（所得による均等割軽減に該当する人は、軽減の大きい方が優先されます）。また、所得割額の負担はありません。
※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人
▼受給している年金が年額18万円未満の人
▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)



経済的な理由等で国民年金保険料 16,590 円/月 (令和 4 年度) を納付することが困難な時には、申請により免除・猶予となる場合があります。申請手続きは、国保年金課で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果 (承認・却下) をお手元に通知します。令和 4 年度免除 (令和 4 年 7 月から令和 5 年 6 月) の受付は 7 月 1 日 (金) からとなります。

申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1 枚の申請書で申請できるのは 7 月から翌年 6 月までの 1 年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません (50 歳未満の人に限り利用できる制度)

▼失業による特例免除

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。書類が必要になることがありますので、上記までお問い合わせください。

▼免除の割合と納付額 (令和 4 年度:月額 16,590 円の場合)

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
4 分の 3 免除	4,150 円
半額免除	8,300 円
4 分の 1 免除	12,440 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

免除等の申請は、申請時点から 2 年 1 か月前までの期間となります。

申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、免除等を希望する場合は、速やかに申請していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人の、国民年金の免除申請について

新型コロナウイルスにより収入が減少することが見込まれる人は、臨時特例措置として国民年金の免除になる可能性があります。令和 4 年度免除については、制度の有無が決まり次第、日本年金機構ホームページにてお知らせします。

▼対象 ※以下の両方に該当する人が対象になります

▼令和 2 年 2 月以降、コロナウイルスにより収入が減少した

▼令和 2 年 2 月以降の任意の 1 か月の所得状況から、年間の所得が通常の免除申請ができる程度まで減少が見込まれる (令和元年度・令和 2 年度分は令和 3 年 7 月以前に収入が減少していなければ申請できません)

※免除等の判定においては、世帯主および配偶者 (納付猶予は配偶者のみ) も審査の対象になります

▼その他 審査対象者の対象となる月までの月ごとの収入・経費などを整理していただきますようお願いいたします

納付に関するお問い合わせ:土浦年金事務所 ☎825-1170 (自動音声案内)

予防接種について

健康づくり課保健予防第一係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

子宮頸がん予防接種勧奨の再開について

接種対象者

小学校 6 年生から高校 1 年生相当年齢の女子（平成 18 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれ）

接種期間

小学校 6 年生の 4 月 1 日から高校 1 年生相当になる年度の 3 月 31 日まで

接種回数

予防接種の種類	接種回数	接種回数と標準的なスケジュール	標準的なスケジュールで接種できない場合のスケジュール
サーバリックス (2 価)	3 回	▼初回 ▼2 回目:1 回目の接種から 1 か月の間隔 ▼3 回目:1 回目の接種から 6 か月の間隔	▼初回 ▼2 回目:1 回目の接種から 1 か月の間隔 ▼3 回目:1 回目の接種から 5 か月以上かつ 2 回目の接種から 2 か半月以上の間隔
ガーダシル (4 価)	3 回	▼初回 ▼2 回目:1 回目の接種から 2 か月の間隔 ▼3 回目:1 回目の接種から 6 か月の間隔	▼初回 ▼2 回目:1 回目から 1 か月以上の間隔 ▼3 回目:2 回目を接種した後、3 か月以上の間隔

※十分な予防効果を得るため、必ず同じ種類のワクチンを 3 回接種することが必要です

接種費用

無料

※接種期間を超えたり、町民でなくなった場合には町の予診票は使用できません

キャッチアップ接種について

HPV ワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した人に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成 9 年度生まれから平成 17 年度生まれまでの女子（平成 9 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日）を対象に、キャッチアップ接種を行うこととなりました。

期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

→町では、町で管理する接種履歴に基づき、対象となる人へ段階的に、ご案内・予診票を送付する予定です

※キャッチアップ接種対象年齢の人は、新たに送付される「キャッチアップ接種対象者」と記載のある予診票をお使いいただきますよう、お願いします

※急ぎで予診票が必要な人は、健康づくり課へご連絡ください

新型コロナワクチンとの接種間隔について

新型コロナワクチンとその他の予防接種は原則として接種前後 13 日以上の間隔をおくこととしています。

(2 週間後の同じ曜日から接種可能)

注意事項

予防接種により期待される効果や、予想される副反応などについて、接種を受けるご本人もよく理解したうえで受けましょう。ご不明な点や気になる点は、接種を受ける前にかかりつけ医（接種医療機関）にご相談ください。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

子宮頸がんリーフレット（詳細版・概要版）を始めとする、

子宮頸がんについての情報が載っています。



腹部超音波検診・大腸がん検診（集団健診） 申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

下記の日程で腹部超音波検診・大腸がん検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

今年度、人間ドックや医療機関健診でこの検査を行う場合は、お申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は令和5年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便2日分）	300円

■ 検診日程

期 日	受付時間・場所（全日程共通）
9月6日(火)	受付時間
9月7日(水)	①午前 8時～8時15分 ②午前 8時30分～8時45分
9月9日(金)	③午前 9時～9時15分 ④午前 9時30分～9時45分
9月12日(月)	⑤午前 10時～10時15分 ⑥午前 10時30分～10時45分
9月13日(火)	⑦午前 11時～11時15分 ⑧午前 11時30分～11時45分
9月21日(水)	場所：総合保健福祉会館『さわやかセンター』

■ 注意事項

- 検査が終了するまではご飲食ができません。ご注意ください
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
 - ▼ 肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の病気を治療中・経過観察中
 - ▼ 自覚症状がある
 - ▼ 毎回結果が要精密検査になる

■ 申込期間

7月8日(金)まで(必着)

※申込期間以降は受付できません。ご了承ください

■ 申込方法

- 右記申込用紙に必要事項を記載し①②で申し込む
 - はがきまたは封書を下記へ郵送する
 - 総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館して申し込む

- インターネットで申し込む(下記二次元コードを読み込むことで申込画面にアクセスできます)
 - ※電話やファクシミリによる申し込みはできません

申込用二次元コード ▶ 

▼ 申込先

- 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
- https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=29036

■ R4 腹部超音波検診・大腸がん検診申込用紙

住所	阿見町
氏名	
生年月日(年齢)	大正・昭和 年 月 日 (歳) ※令和5年3月31日時点の年齢
電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
受診項目	※希望する検診に○をつけてください
	腹部超音波検診
希望日時	大腸がん検診
	※希望日時については申込者多数の場合、予告なく希望日時以外でご案内します 月 日・いつでも可 時 分～ 時 分・いつでも可

※申込みが定員を上回った場合には、抽選となります。抽選結果は通知します。希望日時が申込者多数の場合、事前の連絡なく希望日時以外でご案内しますので、届いた受診券をご確認ください(先着順ではありません)
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、健診が延期または中止となる可能性があります。その際は広報あみやホームページでお知らせします

国道125号バイパス・都市軸道路は、 『景観形成道路』に 指定されています



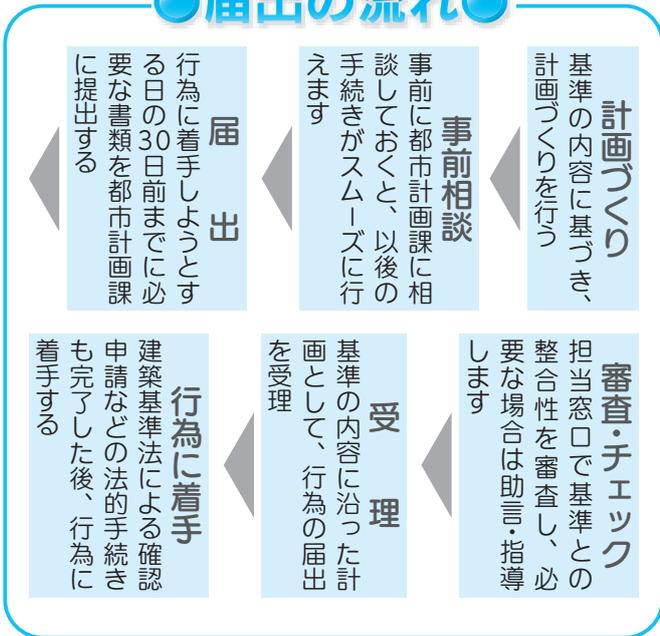
都市計画課 ☎888-1111 (232)



■景観形成道路とは
 良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

■指定を受けると
 景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

●届出の流れ●



■主な基準の内容
 基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）—などに関するルールを定めています。

■助成制度
 良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

■届出制度
 景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転—などの行為は、事前にその内容を町に届けていただく必要があります。景観形成道路にかかる行為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

■道路未整備の区間について
 ※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
 ※運用開始に関しては、あらためて周知します

▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）
<https://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

まい・あみ・まつり 2022 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (303)

	8月6日(土)	8月7日(日)
ステージでの催し	<p>▼二所ノ関親方をお迎えしてのオープニングセレモニー</p> <p>▼おすもうさん企画Ⅰ ちびっこ相撲教室</p> <p>▼マイアミフェスⅠ 3年ぶりのステージを盛り上げてくれる華やかなダンスや歌のステージをお楽しみください</p> <p>▼おすもうさん企画Ⅱ おすもうさんとのミニゲームを企画中。乞うご期待!</p> <p>▼常陸陣太鼓</p>	<p>▼マイアミフェスⅡ・Ⅲ 今年も2日間に分けて実施します!</p> <p>▼まいあみのど自慢 町の歌うま町人を発掘します。今年は何人のつわものが現れるのでしょうか?</p> <p>▼芸能ショー 今年には演歌の大御所「山川豊」の登場です。あみ大使のノブ&フッキーの3年ぶりのステージにも注目です</p>
	<p>▼ヒーローショー 全国・海外のイベントで人気のヒーローが参上! 舞神双嵐龍ソーランドラゴンがやってくる!</p> <p>▼大道芸パフォーマンスショー コンテストで優勝する実力者の大道芸人さんによるパフォーマンスをお楽しみください</p>	<p>▼ねばねば音頭 あみ大使の浅野勝盛さん・泉水いづみさんによる「ねばねば音頭」曲に合わせてみんなで踊ろう(飛び入り参加大歓迎です。適切な距離を保って楽しみましょう)</p> <p>▼よさこいソーラン 町内のよさこいチームによる演舞。特別演舞として常陸國太子連の舞をお楽しみください!</p> <p>▼大道芸パフォーマンスショー 1日目から引き続き大道芸人さんによるパフォーマンスをお楽しみください</p>
ストリートでの催し	<p>※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、三密を回避することが難しい「神輿巡行」と「盆踊り」については、残念ながら今年のまつりでの実施を見送ることになりました。楽しみにして下さる皆さまには申し訳ありませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします</p>	
お知らせ	<p>※催しは企画検討中のものであり、変更になる場合があります 新型コロナウイルス感染対策等について実行委員会で検討を重ねており、催しの内容や会場の運営、駐車場の配置などが例年と異なることが想定されます。 詳細は後日配布されるプログラムをご確認ください。</p>	
	<p>■■■■ ボランティア募集のお知らせ ■■■■</p> <p>▼日時:8月5日(金)~8日(月) ※時間は応相談、一部でも可</p> <p>▼内容:会場の準備・進行の手伝い・片づけなど</p> <p>▼申込方法:7月15日(金)までに、電話または直接上記に申し込む</p>	

令和3年度

「阿見町ふるさと応援寄附金」

受入れ状況

総件数: 5,528 件 総額: 71,290,792 円

商工観光課 ☎888-1111 (712)

■寄附金の内訳

事業名	件数	金額
1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業 町民参加の促進、国際交流の促進、情報化の推進、広域行政の推進など	1,184 件	13,018,000 円
2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業 高齢者支援、障害者支援、子育て支援、スポーツの振興など	1,106 件	13,733,000 円
3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業 市街地の整備、景観整備、農業の振興、商業の振興、観光の振興など	539 件	6,061,000 円
4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業 上下水道の整備、防災対策の推進、防犯対策の推進、自然環境の保全など	419 件	5,045,000 円
5. あみ人材育成基金 地域産業の担い手となる人材の育成に充てさせていただきます。	149 件	2,270,000 円
6. 予科練平和記念館整備管理基金 予科練平和記念館の整備および管理に充てさせていただきます。	136 件	2,571,000 円
7. 町長にお任せ 町長が必要と考える事業に充てさせていただきます。	1,553 件	20,886,000 円
8. 新型コロナウイルス感染症対応に関する事業 感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための事業に充てさせていただきます。	442 件	7,706,792 円

ふるさと応援寄附金の使い道

令和3年度にいただきました寄附金は、総合計画の施策を推進していくために活用しました。

▲ 1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業
情報化推進のため「らくらく交付申請サービス」を開始しました▲ 2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業
スポーツ振興のため「バドミントン教室」を開催しました▲ 3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業
観光振興のため「南高梅もぎ取り体験」を開催しました▲ 4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業
自然環境保全のため「自然観察会」を開催しました

『ふるさと納税返礼品提供事業者個別相談会』を開催します！

商工観光課 ☎888-1111 (712)

町では、ふるさと納税への積極的な対応を行うため、新たに「返礼品」を出品していただける事業者を随時募集しています。また、すでに「返礼品」を出品されている事業者からの相談等も受け付けます。つきましては、「返礼品」についての個別相談会を下記日程にて開催します。

- ▼期日:8月24日(水)
- ▼時間:午後1時30分～6時30分(最終受付:午後6時00分)
- ▼場所:役場1階101会議室
- ▼申込方法:電話申込(事前申込制となりますので、上記の連絡先に申込をお願いします)

- 主な相談内容:返礼予定品の相談、返礼品登録までの流れ等(新規事業者)
新規返礼予定品の相談、売上を伸ばすための対策等(既存事業者)

- ▼新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります
- ▼最小限での出席にご協力をお願いします
- ▼相談時間は、1事業者あたり30分を予定しています
- ▼業務代行業者の『全国農業協同組合連合会(JA全農)』の担当者も同席します

自慢の商品を全国にPRしませんか？

北は北海道、南は沖縄県まで全国の人からの寄附(返礼品のお申込み)を受けています。そのため、商品が町の返礼品として承認されると、全国に商品をPRすることができます。今回の個別相談会を機に、ぜひ返礼品登録を試してみませんか。

※返礼品には、町内で生産または加工された商品、町内産の原料を用いた商品(加工は町外でも可)などが該当します。詳細につきましては、個別相談会にてご説明します

個別相談会を経て、返礼品登録された商品の一例



常陸牛

トライアングル
ミラーネックレス

K18
(18金)

長さ調節
可能

ネックレス



シャインマスカット



自家焙煎無農薬
コーヒーセット



「霞ヶ浦の美味しいお米」
ミルキークイーン



茨城県産紅はるか「干し芋」



国産黒えごま油



冷凍焼き芋「紅せれぶ」

阿見町の文化財・文学紹介

7月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：子規全集（講談社）の中の香墨②

私に関心を持つのは、香墨が明治二十年代後半から三十年代半ばまでの間に子規らと共にどのような新俳句を作ったかということに尽きる。中央の俳壇に於いて香墨は、どのような地位を築いていたのか作品を通して検証してみたい。まずは全集第十五巻六一頁から。

新年第一回宿題 明治三十一年一月四日

香墨 露月 子規 木岡 左衛門 愚哉 森々 墨水 把栗 虚子 碧梧桐 四方太 秋竹力 玄耳力 の一四名。
この日香墨は十一句詠んでいる。

結び目の そもそも堅き 昆布かな（七点・地人）

洗濯の 衣こほりつく 鹽かな（三点）

※（ ）内は点数、「天、地、人」の表記は特典

▼「渡邊香墨」平成31年刊行 所収筆者：松本尚喜

文化財調査研究会活動報告：民話研究班「常南電車の調査」

今から約一世紀前、マッチ箱のように小さな車体でチンチンと鳴らしながら、阿見坂下からJR土浦駅西口まで走っていた常南電車について調査しました。運行期間が約12年と短く、町内には資料がほとんどないなか、阿見町図書館・土浦市図書館・同博物館・県立図書館で資料を探しました。

文献と現地調査結果をもとに、当時の様子をまとめ、成果は中央公民館・かすみ公民館で展示されました。

今年度は「阿見原を走った鉄道」と題して、霞ヶ浦海軍航空隊草創期から戦後自衛隊武器補給処が駐屯し、昭和の中ごろまで使用していたトロッコ機関車を調査して発表したいと考えています。

☎ 生涯学習課文化財係（中央公民館内）

☎888-2526



図説紹介：アロハ ココナッツ

アロハ ココナッツはフラダンスのサークルです。公民館等で月3回の定例の練習会を行っています。また町の芸能発表会などにも参加し、日ごろの成果を披露しています。

フラダンスの踊りには物語が含まれています。踊りを通してどれだけそれを表現できるかが魅力です。興味のある人はぜひご参加ください。



※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

文化財紹介：木造十一面観音坐像（町指定有形文化財）

町内隣の不動尊の堂内に安置されていた菩薩像で、合掌して座る様をかたどった像高81.5センチメートルになる等身像です。条帛（タスキのようにかけている布）や裳（腰から下の布）に衣文はほとんどなく、全体的に素朴な作風をしています。材質は樺で、制作時期は平安時代後期、11世紀後半と推測されています。両手の合掌部分をはじめ、欠失している部分が多く、文化財指定以来「菩薩坐像」とされてきましたが、平成12年度の調査で、十一面観音の特徴を示していることは明らかとの判断を受けて、現在の文化財名称となりました。

十一面観音は観音菩薩の一形態で、10種の現世利益と4種の来世功德をもたらす仏とされています。

☎ 生涯学習課文化財係（中央公民館内）

☎888-2526



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の展示室紹介② 『第一展示室』

『広報あみ』6月号通常版では、当館の各展示室について紹介しました。そこで、今月号からは各展示室について、具体的に紹介していきます。今回は「第1展示室」です。

▼第1展示室:「入隊」

第1展示室は、予科練習生の整列の様子を表現した人型のケースが目をはひく展示室です。この展示室では、予科練を目指した少年たちの想いや時代的な背景、制度の変遷を解説・展示しています。



予科練（海軍飛行予科練習生およびその制度の略称）は、1930（昭和5）年6月1日に横須賀で発足し、一期生としての入隊者は79人でした。

当時、予科練を目指した少年たちにはさまざまな動機がありました。1人は「空に憧れ、搭乗員を希望したから」、1人は「官費で教育を受けられるから」、1人は「生活の安定を求めて」…。世界的な恐慌もあり、不安定な時期にはさまざまな動機がありましたが、戦時になるにつれて、「国を守るため」が多くを占めていきました。

予科練の試験は1次と2次の2回あり、1次では身体検査と学力検査、2次では詳しい身体検査と知能検査、航空適性検査を行いました。試験はかなり厳しく、一期生として入隊したのは79人でしたが、志願したのは5807人と倍率は約73倍でした。のちに大量採用という方針になりますが、それでも予科練に入隊することは狭き門だったのです。そのため、予科練の合格者は大変な名誉とされ、故郷では「のぼり」などを用いて大々的に見送りがありました。

その狭き門である予科練に合格した少年たちが書いた手紙には、予科練についての期待と不安を感じることができる。

ここで、第1展示室の展示品の1つを紹介します。それは「制服」です。

第1展示室では2種類の制服を展示しています。1つは第一種軍装（予科練習生冬制服）、もう1つは第二種軍装（予科練習生夏制服）で、このほかに予科練正帽も展示しています。



予科練習生の制服といえば、特徴の「七つボタン」です。これは予科練習生が考案したとされており、七つボタンには「七大陸・七大洋」・「月月火水木金」と称されるような厳しい訓練などを意味しているとされています。この七つボタンの制服は少年たちにとって憧れでした。

予科練習生の訓練はどのようなものだったのか、次回は第2展示室について紹介していきます。

学芸員のつぶやき

予科練平和記念館では新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施のうえ、開館をしています。最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式 Twitter、Facebook 等でお知らせします。

▼ホームページ: <https://www.yokaren-heiwa.jp>

▼公式 Twitter: twitter.com/yokarenpmm

▼公式 Facebook: facebook.com/profile.php?id=100052365353925

インフォメーション

お知らせ 町税等の納付催告書を送付しています

町では、例年7月・12月・3月の年3回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。

催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となつていきますので、明記してきます指定期限までに納付してください。指定期限までに納付・連絡がない場合、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。

指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

収納納課 ☎ 888-1111 (146・148)

募集 『行政書士無料相談会』開催

▼期日 7月24日(日)
▼時間 午後1時30分～4時

30分 ※ご相談は1組30分程度

▼場所 かすみ公民館1階会議室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

▼参加料 無料

▼申込方法 平日の午前9時～正午に左記に電話で申し込む

☎ 090-7216-6219
町県行政書士会担当:池田

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会開催

▼期日 7月5日(火)

▼時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合・要事前予約)

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

☎ (公社)町シルバー人材センター ☎ 888-2036

募集 稲敷広域消防職員募集

▼試験日 9月18日(日)

▼試験会場 龍ヶ崎消防署

▼職種 消防吏員(地方公務員)

▼募集人数 若干名

▼採用期日 令和5年4月1日

▼受付期間 8月1日(月)～19日(金)

▼その他 詳細は稲敷広域消防本部ホームページをご覧ください

☎ 0297-164-3743
http://www.inashiki-kouiki.jp/cn7/cn22/cn8/pg1406.html

募集 『元氣いばらき就職面接会(中高年・シニア対象)』開催

中高年・シニア離職者などで、求職中の人を対象に合同就職面接会を開催します。

複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前予約不要、参加費無料です。

▼期日 7月28日(木)

▼時間 午後1時30分～3時30分(受付:1時から)

▼場所 県土浦合同庁舎本庁舎3階第1会議室(土浦市真鍋)

▼対象 中高年・シニア離職者などの求職者

参加企業数 約15社

いばらき就職支援センター県南地区センター ☎ 825-3410

募集 県立水戸産業技術専門学院総合実務科 入学選考

▼訓練期間 10月4日(火)～令和5年3月17日(金) ※6か月

▼授業料 無料 ※作業服代等は別途実費負担

▼訓練内容 O.A実技、販売、清掃実技、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、企業での実習

▼選考会場 水戸産業技術専門学院水府町校舎(水戸市水府町)

▼募集人数 10人

▼募集期間 7月4日(月)～8月22日(月)

▼入学選考日 9月1日(木)

▼応募条件 軽度の知的障害のある人 ※療育手帳をお持ちの人または、公的機関でこれと同等と判断された人

▼応募方法 最寄りのハローワークに直接申し込む

▼その他 見学も随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください

☎ 県立水戸産業技術専門学院総合実務科 ☎ 029-1300-5221

〈広告欄〉

未来はみんなのために
共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション

ThornCastle

トールンキャッスル

一般社団法人 配慮者支援協会
阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com
TEL: 029-879-8140

お気軽にご相談ください。

住まいに関わる事ならお任せ下さい

キッチンリフォーム

価格上昇前の今がチャンス!!

398,000円

(税込437,800円+別途工事費)

お見積り無料です!!

株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19-102

029-888-6119



インフォメーション

集 町地域包括支援センター 運営協議会等の委員募集

「阿見町地域包括支援センター運営協議会」は、町地域包括支援センターの公正・中立性を確保するために運営状況の確認などを行うための機関です。

この協議会の委員は、地域密着型サービスに係る事業者の指定等に関する審議を行う「阿見町地域密着型サービス運営委員会」の委員も兼務していただいています。

このたび、次のとおり一般公募の委員を募集します。

▼**応募条件** ▼町内に在住の満40歳以上の人(令和4年4月1日時点) ▼年2回程度の平日に開催する会議に出席できる人 ※公務員および介護保険に關係する職場に勤務する人を除く

▼**任期** 令和6年3月末まで(2年)

▼**募集人数** ①介護保険第1号被保険者65歳以上の人…1人 ②介護保険第2号被保険者(40歳から64歳の人)…1人

▼**報酬等** 町規定に基づき、会議出席ごとに報酬・交通費をお支払いします

▼**応募期日** 7月11日(月)まで ※必着

▼**応募方法** 応募申込書を下記まで請求または、町ホー

ムページ (<https://www.town.ami.lg.jp/000007036.html>) からダウンロードし、郵送またはEメールで提出する ※提出された書類は返却しません

▼**選考結果** 7月下旬ごろに応募者全員に通知します

☎〒300-0392 阿見町中央1-1-1 高齢福祉課高齢福祉係・介護支援係 ☎888-1111(743・141) koreifukushika-ofc@town.ami.lg.jp

代 外 『キャンドルナイト in アミ』開催

さまざまな災害の犠牲者への追悼と家族や地域の絆への思いを、次の世代へ紡いでいくことを目的として実施します。

▼**期日** 7月16日(土) ▼**時間** 午後7時から

▼**場所** 中央公民館 ▼**内容** キャンドル点火、演奏、合唱など

▼**その他** 事前の申し込みは不要です。雨天、荒天、および新型コロナウイルスの感染状況が拡大した場合は、中止となります

☎阿見町ネットワーク協議会 石井 ☎887-5131

集 茨城司法書士会 司法書士制度150周年記念事業(無料)

茨城司法書士会では、セミナーおよび相談会を開催します。

▼**1 ウェブセミナー**
▼**内容** ①相続遺言の基礎と相続登記義務化について ②自筆証書遺言書保管制度について

▼**期日** 8月6日(土) ▼**時間** ①午後1時30分～2時30分 ②午後2時40分～3時25分

▼**受講方法** ZOOMによる参加
▼**場所** 自宅等
▼**講師** ①須藤孝氏(茨城青年司法書士協議会司法書士) ②石井建吉氏(水戸地方務局遺言書保管官)

▼**申込方法** 下記ホームページから申し込み

▼**2 全国一斉「遺言・相続」相談会**
▼**内容** 遺言・相続に関する諸問題
▼**期日** 8月7日(日)

▼**時間** 午前10時～午後4時
▼**受講方法** ①会場にて参加 ②電話による参加 ③ZOOMによる参加

▼**場所** ①茨城司法書士会館(水戸市五軒町) ②③自宅等
▼**申込方法** ①左記に直接申し込み ②予約不要 ③下記ホームページから申し込み
☎日本司法書士会連合会茨城司

法書士会 ☎029-2225-0111 <https://www.hashi.or.jp/>

お知らせ 「アルバイトの労働条件を確かめよう!!」キャンペーン

茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から「労働契約の際の労働条件の明示」など、学生アルバイトの労働条件を確保するうえで重要な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを7月31日まで実施しています。

●**おかしい!! と思ったら、ネットで検索&電話で相談**
▼**労働条件ポータルサイト「確かめよう」労働条件**
<http://www.check-roundou.mhlw.go.jp/>

▼**総合労働相談コーナー(若者相談コーナー)** 茨城労働局雇用環境・均等室(☎029-277-8295)または最寄りの労働基準監督署 ※月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

▼**労働条件相談ほっとライン**
フリーダイヤル ☎0120-811-610 (はい! ろうどう) ※月～金曜日:午後5時～10時 土・日・祝日:午前9時～午後9時

☎茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺付け、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(5) 第5548号

有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

インフォメーション

募集 『社交ダンス無料体験講座』 参加者募集

これから社交ダンスを始めた
人にピッタリの講座です。
期日 7月13日(水)
時間 午前11時～午後1時
場所 本郷ふれあいセンター
参加料 無料
申込方法 開催日に直接会場
で申し込む
**岡町スポーツ協会ダンススポー
ツ部** 只野 ☎090-7925
17703

募集 県歯科医師会から①・② ①『親子のよい歯のコンク ール』を実施します

対象 平成28年4月2日か
ら平成31年4月1日までに
生まれた未就学のお子さん
とその母親または父親▼本
コンクールで入賞歴のある
人の再応募はご遠慮願いま
す▼喫煙習慣のある親は対
象外とします
入賞 最優秀・優秀合わせて
10組以内(賞状および記念品
を送付します)
応募方法 7月22日(金)(必

募集 『8020高齢者よい歯の コンクール』を実施します

対象 昭和17年3月31日以前
生まれの人(80歳以上)で自
分の歯が20本以上ある人▼治
療されていて可▼本コン
クールで入賞歴のある人の再
応募はご遠慮願います
入賞 10人程度(賞状および
記念品を送付します)
応募方法 7月22日(金)(必
着)までに、氏名(ふりがな・
生年月日・性別・住所・郵便番
号・電話番号・かかりつけの歯
科医院名とその電話番号を記
載し、はがきまたはファクシ
ミリで下記に申し込む。口腔
診査票が送付されたら県歯科
医師会会員の歯科医院で口腔
診査(無料)を受ける。なお、
診査の際に笑顔で撮れている
写真を持参する
審査方法 ▼一次審査:口腔
診査(各歯科医院)▼二次審
査:書類審査

募集 『県立盲学校地域巡回教 育相談会』実施

県立盲学校では、視覚に障
害のある人の見えにくさを補
うための補助具(レンズや拡
大読書器など)の展示・相談会
を開催します。小さい子ども
や保護者の皆さまただけでな
く、大人や関係機関からも参
加することができます。入学
を前提としない相談会ですの
で、お気軽にご参加ください。
※コロナウイルス感染予防の
ため、予約制となっております。
事前に予約してお越し下さ
い
期日 7月27日(水)
時間 午前11時～午後3時
場所 土浦合同庁舎本庁舎
3階第2会議室(土浦市真鍋)
参加料 無料
申込期日 7月20日(水)
まで
申込方法 電話またはメー
ルで下記に申し込む
**岡県立盲学校視覚障害教育支
援センター** ☎029-
221-3338
E shien@ibaraki-sb.ibk.
ed.jp

着)までに、親子の氏名(ふ
りがな)・生年月日・郵便番号・
住所・電話番号・かかりつけの
歯科医院等の名前とその電話
番号を記載し、はがきまたは
ファクシミリで下記に申し込
む。口腔診査票が送付された
ら県歯科医師会会員の歯科医
院で口腔診査(無料)を受ける
※診査時に親子の前歯が見え
ている笑顔の顔写真を持参
岡 〒310-0911 水戸市見
和2-292-1 県歯科医師
会8020事業係 ☎029-
252-2561
☎029-253-1075

〈広告欄〉

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡素に	火葬だけ行う	通夜をしない
直葬 9.9 <small>(税込)</small> 万円	火葬式 16.5 <small>(税込)</small> 万円	1日葬 29.7 <small>(税込)</small> 万円

資料請求でさらに1万円引き

小さな家族葬 専門葬儀社 **シンプルセレモニー**

365日24時間すぐ対応 ☎029-846-3130

相談センター:茨城県稲敷郡阿見町中郷3-1-8

居酒屋 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 **887-1147**
阿見町岡崎1-12-7 FAX **887-0970**

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

◆オープンスクール 7/30(土), 7/31(日), 8/6(土) 8/25(木) ※部活動体験会 全日 AM8:30～	◆霞ヶ浦ラーニング・commons 7/16(土), 9/17(土), 10/15(土) 11/19(土) 全日 14:00～ ※詳細はHP
--	---

kasumigaura 霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50
【高校】☎029-887-0013 FAX: 029-887-9380

HP <https://www.kasumi.ed.jp>



インフォメーション

お知らせ 稲敷広域消防本部から 熱中症予防の4つのポイント

これから暑い夏がやってきます。稲敷広域消防本部では、令和3年中に熱中症の傷病者を110人搬送しました。

熱中症は予防法を知れば防ぐことが可能です。そこで、熱中症を防ぐ4つのポイントを紹介いたします！

①熱中症を防ぐためにマスクを外すようにしましょう。屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう

②こまめな水分・塩分補給：喉が渇いたと感じる前に水分・塩分補給をしてください

③暑さを避ける：適切に冷房を使用し、外出時は日傘の使用や帽子の着用など、暑さを避ける工夫が必要です。新型コロナウイルス対策のために、冷房時にも換気を行いましょ

④暑さに負けない体力を作る：日ごろからバランスのよい食事をとることで、体力づくりを心掛けましょ

この4つのポイントに注意し、楽しい夏を過ごしてください！
※熱中症の詳しい情報は下記の消防庁ホームページをご覧ください

稲敷広域消防本部救急課
0297-64-3846

https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html

募集 『親子すこやか宿泊研修事業』参加者募集

社会福祉法人県母子寡婦福祉連合会では、県内市町村の母子家庭のお母さんとお子さんが広く地域を越えて交流と楽しい体験ができる本事業の参加者を募集しています。

▼期日 10月8日(土)午後2時集合 9日(日)午後1時解散
▼場所 水戸市少年自然の家(水戸市全隈町) ※現地集合・現地解散です

▼対象 県内在住の母子家庭の母と子(子の年齢：年長児、中学2年生)

▼募集人数 50人
▼参加料 1世帯500円

▼申込期日 9月2日(金)まで
▼申込方法 電話で左記に申し込む

県(社)県母子寡婦福祉連合会
029-221-8497

募集 永年無事故・無違反の優良運転者の表彰

牛久地区交通安全協会では、永年無事故・無違反の優良運転者の表彰を行います。

この表彰は、長期にわたり無事故・無違反の会員の人を対象

に表彰(牛久警察署長・牛久地区交通安全協会会長連名)しますので、表彰基準に該当される人のお申し込み・適任者のご推薦をお願いいたします。

▼表彰基準 町内および牛久市在住の交通安全協会会員である▼10年以上の運転経験を有する▼5年以上無事故・無違反である▼優良運転者表彰の受賞歴のない人へのすべ

てに該当する人
▼持参品 運転免許証・印鑑

▼申込期間 8月31日(水)まで
牛久地区交通安全協会事務局(牛久警察署内) 0872-3690

募集 裁判所職員一般職試験 裁判所事務官・高卒者区分

▼試験日 ①第一次試験：9月11日(日) ②第二次試験：10月中旬、下旬
▼内容 ①基礎能力試験(多肢選択式)、作文試験(記述式) ②人物試験(個別面接)

▼申込期間 7月5日(火)午前10時～14日(木)

▼申込方法 左記ホームページから申し込む

▼その他 詳細はホームページ
(https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html)をご覧ください

水戸地方裁判所事務局総務課
029-224-8417

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹

TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
面談は、事前のご予約が必要です。

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

屋根・外壁・室内塗装
見積り無料

(有) 金久保塗装工業

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12
TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714
HP: https://www.kanakubo-p.jp
E-mail penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp

阿見町で働こう。 正社員募集中 株式会社ツムラ

株式会社ツムラ茨城工場 総務課採用担当 所在地:阿見町吉原3586 電話番号:029-889-2122

定例相談

行政相談

日時 7月7日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課
▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・かすみ・君原公民館▽本郷・舟島ふれあいセンター▽
吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパー
タイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	吉原交流センター ☎889-0277
霞クリーンセンター ☎889-0091	図書館 ☎887-6331
上下水道課 ☎889-5151	予科練平和記念館 ☎891-3344
町民活動センター ☎888-2051	総合運動公園 ☎889-2788
町男女共同参画センター ☎896-3181	教育相談センター ☎888-1225
福祉センターまほろば ☎887-3969	阿見消防署 ☎887-0119
消費生活センター ☎888-1871	火災情報案内 ☎0297-64-0119
学校教育課 ☎888-0220	町民ダイヤル ☎887-6600
中央公民館 ☎888-2526	牛久警察署 ☎871-0110
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	

7月・8月の納税

7月

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)

納期限 8月1日(月)

8月

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(2期)

納期限 8月31日(水)

救急車出動状況：5月

阿見消防署管内調べ	急病	133件(654)
出場件数 182件(969)	交通事故	12件(49)
	一般負傷	23件(122)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	14件(144)
	合計	182件(969)